

事務連絡
令和3年12月27日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

B.1.1.529 系統（オミクロン株）が確定又は L452R 変異株 PCR 検査陰性が
確認された患者に係る濃厚接触者等の取扱いについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

B.1.1.529 系統（オミクロン株）に係る濃厚接触者等の取扱いについては、「B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和3年11月30日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）においてお示ししているところですが、B.1.1.529 系統（オミクロン株）が確定又は L452R 変異株 PCR 検査陰性が確認された患者（以下「本件患者」という。）が確認され、厚生労働省に報告いただいた自治体については、特に、更なる科学的知見が得られるまでの間の当面の対応として、本件患者に係る濃厚接触者等に限定して、別紙でお示しする積極的疫学調査等の実施をお願いしているところです。

今般、本件患者が確認されていない自治体においても、必要な準備に資するよう、あらかじめ取扱いをお示しするとともに、本件患者が確認された際には、別紙のとおり対応いただきますようお願いいたします。なお、別紙の内容については、今後得られた科学的知見を踏まえ、随時変更することも見込まれますので、ご留意ください。

B.1.1.529 系統（オミクロン株）が確定又は L452R 変異株 PCR 検査陰性が確認された患者に係る濃厚接触者等の取扱いについて

※ゲノム解析の結果 B.1.1.529 系統（オミクロン株）が確定又は L452R 変異株 PCR 検査陰性が確認された患者（以下「本件患者」という。）に係る濃厚接触者等の取扱いについて、お示しするものです。更なる科学的知見が得られるまでの間の当面の対応として、本件患者に係る濃厚接触者等に限定して、対応をお願いします。

1. 国立感染症研究所の専門家の派遣

更なる科学的知見を収集しつつ個別具体的な対応を行って行く必要があることから、本件患者に係る濃厚接触者の認定等、本事務連絡に関する実務等について必要な助言を行うべく、国立感染症研究所の専門家（以下「派遣専門家」という。）を派遣しますので、派遣依頼の要請を速やかに検討いただくとともに、積極的疫学調査の実施のため派遣専門家に対する十分な情報提供等にご協力をお願いいたします。

当該派遣により得られた知見については、派遣専門家がとりまとめ、厚生労働省及び国立感染症研究所に報告し、今後のオミクロン株への対応の検討のため活用いたしますので、濃厚接触者等に対する検査の結果等を含めた関連する情報の集約化にご協力をよろしくお願いいたします。

2. 積極的疫学調査の実施について

積極的疫学調査の実施については、原則として、国立感染症研究所の「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（以下「実施要領」という。）に従うものとします。ただし、以下に記載した内容については、当該記載に従うものとし、細部における適用について疑義がある場合には、派遣専門家とも協議の上、より慎重な対応をお願いいたします。

また、前向き積極的疫学調査のみならず、必ず後ろ向き積極的疫学調査を実施し、当該患者の感染ルート の 解明に全力をあげていただくようお願いいたします。

なお、積極的疫学調査の実施に当たっては、調査対象者等への人権を尊重していただくよう配慮を改めてお願いいたします。

3. 濃厚接触者の取扱いについて（取扱いについては、令和3年11月30日付け事務連絡の I.2. の取扱いと同じ）

濃厚接触者の範囲については、原則として実施要領に従うものとするが、それぞれの適用、総合的な判断について、派遣専門家にも改めて確認しつつ認定を行うようお願いいたします。

以下の①から③までに該当する者については、更なる科学的知見が得られるまでの間の当面の対応として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第44条の3第2項に基づく必要な協力として宿泊施設に滞在していただくことを求めているように、お願いします。

- ①ゲノム解析の結果、B.1.1.529系統（オミクロン株）であることが確定又はL452R変異株PCR検査が陰性である検査陽性者の濃厚接触者
 - ②ゲノム解析又はL452R変異株PCR検査の結果が判定不能である者のうちB.1.1.529系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある検査陽性者の濃厚接触者
 - ③入国時検査でB.1.1.529系統（オミクロン株）に感染しているとみなされた検査陽性者の航空機内における濃厚接触者（※）
- （※）入国時検査で新型コロナウイルス感染症陽性であった場合はB.1.1.529系統（オミクロン株）に感染しているとみなし、当該患者と同一の航空機内において、前後2列を含む5列以内の列に搭乗していた者を原則として、積極的疫学調査を行い、各自治体において、濃厚接触者を同定することとする。その際、検査陽性者の家族・同行者の有無についても確認して下さい。

（宿泊療養中の対応）

法第15条に基づく調査として、SARS-CoV-2に対する核酸増幅法等の検査を最終曝露日（陽性者との接触等）から3日目、6日目、10日目を目安に実施し、いずれの検査でも陰性、かつ最終曝露日（陽性者との接触等）から14日間経過した場合に宿泊療養を解除。

4. 3以外の接触者の取扱について

以下の①から④までに該当する者であって、3の濃厚接触者に該当しない者について、更なる科学的知見が得られるまでの間の当面の対応として、検査を行うとともに、14日間の不特定多数との接触自粛を呼びかけていただくよう、お願いします。

- ①B.1.1.529系統（オミクロン株）であることが確定した検査陽性者（②～④において「感染者」という。）からの物理的な距離が近い（日常的に滞在する部屋が同一、座席が近いなど）者
- ②物理的な距離が離れていても感染者と接触頻度が高い者
- ③寮などで感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者
- ④換気が不十分、三つの密、共用設備（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など）の感染対策が不十分などの環境で感染者と接触した者

※ 法第15条に基づく調査として、SARS-CoV-2に対する核酸増幅法等の検査を行

うことを想定しています。

- ※ 上記①～④の者については、保健所自らが聞き取りによりその範囲の特定を行うことを原則としますが、陽性者が確認された事業所等が、保健所業務の補助として、本人の同意を得た上で、候補範囲を特定し、候補者リストを保健所に提示することにより、保健所が適切と認定した範囲とすることも可能とします。

5. 3及び4以外の幅広い検査対象者について

「SARS-CoV-2の変異株 B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）について（第4報）」（令和3年12月15日、国立感染症研究所）におけるオミクロン株に関するリスク評価を踏まえ、マスクの着用の有無や接触時間、換気等にかかわらず、同一空間を共有した者については、更なる科学的知見が得られるまでの間の当面の対応として、以下の①及び②の事項について呼びかけるとともに、感染拡大の範囲について把握していただくよう、お願いします。

なお、積極的疫学調査の結果、陽性者の行動歴が検査対象となる範囲外にまで及んでいた場合には、行動に応じて一定の感染リスクを認めた複数の場所や集団に対しても、同様に以下の①及び②の事項を呼びかけていただくよう、お願いします。

特に、不特定多数の者との接触が考えられる場合には、派遣専門家とも相談の上、厚生労働省など関係者と連携し、例えば、接触の場や日時の公表を行うことにより、幅広く呼びかけを行うことについても検討いただくよう、お願いします。

- ①体調が優れない時には、医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症の可能性について診断を受けること
- ②不要不急の外出や不特定多数との接触を伴う会合の自粛（例えば、普段接触しない人との飲食や旅行等。ただし仕事による不要不急ではない外出は除く。）

- ※ 呼びかけの期間は、陽性者の行動歴等に照らして接触の機会（同一空間を共有した等）と考えられる日から14日間とし、必ずしも個別の対象者の特定は要しないものとします。

- ※ 建物の構造やその内外における動線、実際の交流の程度・状況により、派遣専門家とも相談の上、無症状者に対して検査を行うこととし、不特定多数との接触自粛の呼びかけを行うことも差し支えありません。その際の検査は、行政検査として実施することも可能です。

- ※ 医療機関を受診した結果、新型コロナウイルス感染症に診断していたことが判明した場合には、当該呼びかけの主催者に報告いただくことも検討してください。